

出前講座を活用していただく

皆さんの「知りたい、聞きなさい」にお答えします

幌延町では、町民の皆さんの「知りたい、聞きたい」ことについて、町職員が講師となって皆さんのもとへ出向き、情報を提供する「出前講座」を実施しています。

「出前講座」では、行政一般、福祉・健康、暮らし、産業・経済、教育など町民の皆さんが詳しく説明を聞きたいという事柄について説明します。

- ◆ 予防接種や各種検診について
- ◆ 国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度について

◆暮らし

- ◆ 私たちの暮らしと町税の結びつきについて
- ◆ 幼児・高齢者の交通安全対策について
- ◆ 家庭ごみの分別方法やリサイクルについて
- ◆ 水道や下水道について
- ◆ 悪徳商法への対処法について

◆産業・経済

- ◆ 酪農業の現状、将来展望について
- ◆ 道路や橋などの整備計画について
- ◆ 観光事業について
- ◆ 商工業振興対策について

◆教育

- ◆ 生涯学習、生きがい教室について
- ◆ 学校活動について
- ◆ 図書室の利用方法について

◆福祉・健康

- ◆ 保育所や学童保育の運営、育児・子育て支援について
- ◆ 生活習慣病予防のための食生活や食育について

◆行政一般

- ◆ 告知端末機「知らせますケン」の使い方について
- ◆ まちづくり基本条例や町民参加条例など町民に身近な条例の内容について
- ◆ 財政状況について
- ◆ 防災対策について
- ◆ 町議会や町議会議員の日頃の活動について

○申込み方法

◆ 申込みができる方

原則として町内に在住する5人以上のグループ

◆開催時間

平日の午前10時から午後9時までの2時間（土・日・祝日開催についても相談に応じます）

◆場所

町内
※会場の確保、使用料の負担及び開催会場等の準備は申込者で行ってください。

◆申込み方法

開催を希望する日の2週間前までに、「幌延町出前講座申込書」を総務課総務グループに提出してください。

※申込書は総務課総務グループにあります。電話での申込みも可能です。

申込み、問い合わせ先

総務課総務グループ

電話 5-1111

（内線132・133）

告知端末 5-8811

平成26年度から個人住民税の均等割額が変わります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第118号）が制定されたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が次のとおり引き上げとなります。

均等割額	現行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26～35年度)	引き上げ額
個人町民税	3,000円	3,500円	500円
個人道民税	1,000円	1,500円	500円
合計	4,000円	5,000円	1,000円

【問い合わせ先】

会計課 財政グループ税務担当 ☎ 5-1113（会計課直通） 告知端末機 5-8813